

2017 Asia-Pacific Joint Regional Social Work Conference:
Challenges and Responsibilities

—Innovative Social Work and Sustainable Development

Date: September 26th–29th, 2017

Venue: The COLI Hotel, Shenzhen, P.R.China

アジア・太平洋ソーシャルワーク合同地域会議2017
「課題と責任 - 革新的なソーシャルワークと持続可能な発展」

旅行期間：2017年9月25日（月）～9月29日（金）

旅行代金：129,000円（25名以上参加）

131,000円（20名以上参加）

※添乗員同行費用及び専門通訳込み、空港税/燃油サーチャージ別

アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）及び国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域（IFSW-AP）の主催により、中国・深圳にて国際会議が開催されます。日本ソーシャルワーカー連盟の企画及び一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の協力による恒例のツアーをご案内致しますのでお一人でも多くの関係者の皆様方にご参加賜りますよう、お願い申し上げます。

月日	都市名	時間帯	交通手段	日程
9/25 (月)	羽田 香港 深圳	08:30集合 10:35発 14:10着	CX543	羽田空港国際線ターミナルに集合。チェックイン後、空路にて香港へ。到着後、専用車にて深圳へ。到着後、ホテルへ（所要約2時間） <u>※ご夕食は懇親会を予定しております。</u> (朝：×・昼：×・夕：懇親会) 【深圳泊】
9/26 (火)	深圳	終日		終日：国際会議登録・フィールドビジット・ウェルカムレセプション <u>※会議開催中の全体会議にのみ専門通訳が付きます。</u> (朝：○・昼：×・夕：×) 【深圳泊】
9/27 (水)	深圳	終日		終日：国際会議参加 (朝：○・昼：×・夕：×) 【深圳泊】
9/28 (木)	深圳	終日		終日：国際会議登録 (朝：○・昼：×・夕：×) 【深圳泊】
9/29 (金)	深圳 香港 羽田	11:00頃発 16:25発 21:35着	CX542	午前：国際会議参加 午後：専用車にて空港へ。チェックイン、出国審査後、帰国へ (朝：○・昼：×・夕：×)

<ツアー申込方法>

- 裏面の申込書に必要事項をご記入いただき、パスポートコピーを添付してFAX又はメールにてお申込み下さい。
- お申し込み後、予約確認書及びお振込みのご案内をお送りいたします。
※当社にて会議代行登録をご希望の場合、ご入金確認後に会議登録を致します。

<会議参加登録料について>

区分	6月30日まで	7月1日以降
①一般参加者	\$600	\$650
②学生	\$200	\$250

※左記、為替レートは当社社内換算レートUS\$1≒¥115. - (2017年4月)で算出しております。
為替変動により参加登録料が変更になる場合がありますので予めご了承をお願い致します。
※左記は会議のメインプログラムへの参加費です。
プレ会議シンポジウム、交流会、施設視察は別料金となります。
※注：代行登録の場合、代行手数料¥2,160が別途発生します。
会議HP：<http://www.apsw2017.com/>

旅行参加条件《抜粋》

(お申し込みの際に必ず目をお通し下さい)

- 旅行費用 129,000円 (25名以上)
131,000円 (20名以上)
135,000円 (15名以上)
※添乗員同行費用込、空港税/燃油別

- 最少催行人員 **15名以上**
※ご予約後、催行中止が決定した場合は個別に渡航のご案内を致します。

- 申込締切日 **6月29日(木)**

- 受注型企画旅行の契約
この旅行は日本ソーシャルワーカー連盟が主催し、その委託により手配する旅行(東海教育産業株式会社)であり、お客様は受注型企画旅行契約を結ぶことになります。

- 旅行のお申し込みと契約の成立
当社所定(下記)の旅行申込書にご記入の上、FAX又はメールにてお申し込み下さい。お申し込みの後、受託手配担当の東海教育産業(株)より渡航及びお振込み手続きに関するご案内をお送り致します。

- 旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した航空運賃(エコノミークラス)
- ②旅行日程に明示した宿泊費及び税金等(2人部屋に2人利用)
- ③旅行日程に明示した専用バス料金(ホテル⇄空港)
- ④旅行日程に明示した食事料金、サービス料金(但し、飲物代は含みません)
- ⑤手荷物運搬料金(お一人様1個まで)
- ⑥団体行動中のチップ、サービス料金
- ⑦添乗員同行費用及び会議専門通訳
※専門通訳は会議開催中の全体会議のみ

- 旅行代金に含まれないもの

- ①渡航手続き関係諸費(旅券書類作成料金)
- ②任意の海外旅行保険料
- ③個人的性質の諸費用(飲み物代、クリーニング、電話代等)
- ④1人部屋利用追加料金 **¥30,000.-**

- ⑤空港税/燃油サーチャージ **¥8,470.-**
(※2017年4月現在です。
為替レートにより随時変動します。)

- ⑥会議参加登録料 **¥2,160.-**

- ⑦ご自宅から空港までの交通費等

- ⑧同時通訳用イヤホンマイク **¥1,500.-**

- 取消料(旅行契約の解除)

お客様は下記の「取消料」を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。

手配旅行取消料(旅行代金に対して)	
8/11(金)以降	旅行代金の20%
8/25(金)以降	旅行代金の30%
9/15(金)以降	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金全額

- 旅行内容・旅行代金の変更

天災事変、運送、宿泊機関のサービスの提供の中止など当社の関与しえない事由で、また運送機関の運賃・料金の大幅な改訂により、旅行内容・旅行代金を変更する場合があります。なお、お客様のお申出により旅行内容の変更がある場合は別途所要経費を頂きます。また、運送・宿泊機関の利用人員により旅行代金が異なる場合、お客様の都合で利用人員が変更になったときは旅行代金を変更することがあります。

- 特別補償

当社は当社旅行業約款(受注型企画旅行契約)の特別補償により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払いますが、傷害・疾病治療については補償いたしません。賠償責任者が外国の運輸・宿泊機関等の十分な補償が得られないこともあります。

で、お客様自身で海外旅行傷害保険に加入されることをお勧め致します。

- 当社の責任

- ①当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償致します。
- ②当社は次に例示する事由では責任を負うものではありません。

*天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故、火災、遅延・不通による旅行内容の変更・短縮または中止。

*盗難、自由行動中の事故、疾病などお客様の故意または過失によって生じた損害
*官公署の命令、伝染病、食中毒など

- 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合は、その内容に応じて旅行代金の15%を限度として変更補償金を支払います。対象となる変更の内容及び変更補償金の額は、当社旅行条件書によります。この旅行条件書は、2017年4月1日を基準としています。

- 主催窓口

公益社団法人 日本医療社会福祉協会
〒162-0065
東京都新宿区住吉町8-20 四谷チンゴビル 2F
TEL: 03-5366-1057
FAX: 03-5366-1058

- 取り扱い旅行代理店

神奈川県知事登録旅行業第2-839号
東海教育産業株式会社 旅行部
イーエスツアー湘南旅行センター
〒257-0003
神奈川県秦野市南矢名260-10 2階
TEL: 0463-77-3522
FAX: 0463-77-7294
総合旅行業務取扱管理者: 渡辺正史
担当者: 田中大成

お申込先 メールアドレス: tanaka-tai@tokai-eic.com FAX: 0463-77-7294 締め切り: 6月29日(木)

※お申込みの際は下記の申込書にご記入頂き、パスポートコピーを添付してお送りください。

参加申込書『アジア・太平洋ソーシャルワーク合同地域会議2017』 (201 年 月 日)

フリガナ	〇-マ字(ハ゜スホ-トと同じ)		生年月日	性別
参加者氏名			西暦19 年 月 日	男・女
所属団体	会員(団体名:)	会員番号:)	非会員	
会議登録	<input type="checkbox"/> ご自身で登録する <input type="checkbox"/> 弊社に依頼する(要代行手数料)		※✓にてお選びください。	
フリガナ	〒		同行者の有無	<input type="checkbox"/> 1名参加 (ツグル追加代金 ¥30,000.-) <input type="checkbox"/> 2名参加 同室希望者:
現住所	TEL: ()			
会社名	会社名: 住所: 〒	役職: TEL: ()		
留守宅連絡先	氏名: 住所: 〒	本人との関係: _____	同時通訳用イヤホンマイク	希望する・しない(¥1,500)
		TEL: ()		様

※ 上記個人情報厳重に管理され、本旅行手配・手配以外の目的で使用されることはありません。

※ 香港及び中国入国の際は、パスポートの必要残存期限が入国時6ヵ月以上(2018年3月25日以降)必要となります。期日までに失効する旅券をお持ちの方は更新手続きをお願い致します。